平成17年4月1日告示第289号

(目的)

- 第1条 この要綱は、市を代表して全国大会等の各種スポーツ競技大会に出場する者に対し、出場の栄誉を讃え、褒賞金を交付することにより、市民の体位向上とスポーツ精神の高揚を図り、もって体育スポーツの振興を推進することを目的とする。
- 2 補助金の交付等に関しては、石巻市褒賞金の交付に関する規則(平成17年石巻市 規則第47号)及び石巻市市税の滞納者に対する褒賞金等の交付の制限に関する規則 (平成29年石巻市規則第37号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによ る。

(交付対象者)

第2条 褒賞金の交付対象となる者は、市内に住所又はスポーツ籍を有する個人又は 団体とする。

(交付)

第3条 市は、次の表の左欄に掲げる大会に出場する者に対し、それぞれ中欄又は右欄に掲げる褒賞金を交付することができる。

区分	個人	団体
権威ある国際競技大会	50,000円	30,000円に大会登録人員数
		を乗じて得た額
前項以外の国際競技大会及	10,000円	10,000円に大会登録人員数
び国内を会場とする国際競		を乗じて得た額
技大会		
国民体育大会、全日本選手権	5,000円	5,000円に大会登録人員数
規模の競技大会、全国高等学		を乗じて得た額
校選手権規模の競技大会又		
は小・中学校別の全国規模の		
競技大会		

- 備考 大会登録人員数とは、各大会の開催要綱で認められる監督及びコーチを含め た選手登録人員数をいう。
- 2 市長は、特に褒賞金の交付が必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、褒賞金を交付することができる。

(交付申請)

第4条 褒賞金の交付を受けようとする者は、石巻市体育スポーツ振興褒賞金交付申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日告示第77号) 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(石巻市河北スポーツ文化振興補助金交付要綱及び石巻市桃生スポーツ文化振興 事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 石巻市河北スポーツ文化振興補助金交付要綱(平成17年石巻市告示第290号)
 - (2) 石巻市桃生スポーツ文化振興事業補助金交付要綱(平成17年石巻市告示第 291号)

附 則(平成23年2月14日告示第20号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第112号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日告示第401号)